

発議第 7 号

議案第 20 号令和 6 年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び嬉野市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出する。

令和 6 年 3 月 19 日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者 嬉野市議会議員 芦塚 典子
賛成者 嬉野市議会議員 山口虎太郎

理由 令和 6 年 3 月議会に提出された議案第 20 号嬉野市一般会計予算において、
商工費委託料、温泉配湯管現況調査費は、活発な議論の下、慎重審議の結果可
決されたが、この実質的な事業執行がより公正かつ地域の利益を考慮した形で
進められることを求めるため。

議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議（案）

令和6年度嬉野市一般会計予算歳出中、(款)商工費、(項)商工費、観光費委託料、温泉配湯管現況調査4,500,000円が計上されている。事業の目的は嬉野温泉の重要な観光資源である温泉を配湯している温泉配湯管の現況を調査することで、調査結果をもとに所有者に対して配湯管更新等の維持管理を促すとともに温泉旅館等への円滑な温泉配湯を図り、資源の保護及び嬉野温泉全体の継続的な発展に寄与することを目的とする。

事業内容としては、嬉野温泉街一帯に張り巡らされた温泉配湯管の現状、漏湯等の調査配管図、所有者、状況等報告書作成とある。

この事業においては、温泉配湯管現況調査は温泉配湯管所有者の所有物の調査であり、慎重な事業執行を求める。

記

- 1 温泉配湯管現況調査は、観光立市嬉野市民の利益を最優先に捉えて実施されるべきである。
- 2 温泉配湯管現況調査においては、環境保全に配慮した調査方法を採用することがもとめられる。
- 3 温泉配湯管現況調査は、透明性と公平性を確保し、その責務を明確にするため第三者機関によって慎重に行われることが望ましい。
- 4 温泉配湯管現況調査は、地元住民や温泉関係者等と十分な情報共有と協力を行うことが重要である。
- 5 温泉配湯管現況調査の結果に基づき、必要な改善策を協議することが重要である。
- 6 調査結果の公表においては、調査の目的や方法、調査結果、また作成された状況等報告書などが明確に示されるよう、広くアクセス可能な形式で公表されることを求める。

以上決議する。

令和6年3月19日

嬉野市議会